

埼玉県医療社会事業協会の結成とあゆみ

①協会設立までの歩み

年	医療社会事業関係の動き	記事
1945～47 (昭20～22)	<ul style="list-style-type: none"> GHQ埼玉軍政部 県衛生行政を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 終戦(1945.8.15) 占領軍 公衆衛生対策覚書を日本政府に 厚生行政全般に新編成はじまる 新憲法公布(1946.11.3)
1948(昭23)	<ul style="list-style-type: none"> 浦和保健所を模範保健所に指定。MSWは庶務課 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所法(現地域保健法)制定。法第二条第六項公共医療事業として医療社会事業を規定(1.1)
1949(昭24)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生省主催「保健所医療社会事業従事者講習会」に浦和保健所 近藤忠祐氏派遣される(2月) 日本社会事業協会主催、厚生省後援 第1回「医療社会事業従事者養成講習会」 県衛生部 井上すみえ氏受講(5～7月) 埼玉県保健所医療社会事業員を公募 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生院にて10日間、受講後伝達講習1回 性病、結核対策等にかかわる援助を実施していた GHQ公衆衛生福祉部社会事業教育課長 ブルガー女史指導 日赤病院等に業務係がおかれる 職安、公募条件「専門学校卒以上、一定の社会経験と社会事業に熱意のある人」 県軍政部衛生課 ローラ女史業務指導
1950(昭25)	<ul style="list-style-type: none"> 県北部保健所に専任医療社会事員を採用配置(1月) 都道府県知事、五大市長あて厚生事務次官通達及び各衛生局長あて厚生省公衆衛生局保健所課長通知「医療社会事業の振興について」(7月) 県南部、西部A級保健所に兼務者配置(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東松山保健所(山口チエ氏)、熊谷保健所(鯨井玄子氏)、行田保健所(飯塚氏) 生活保護法公布施行、群、市事務所に社会福祉主事配置 厚生省主管係決定 各県での人事、普及連絡協議会について指示が出された 県医務課担当係に伊東千代氏 川口保健所(村上静雄氏)、浦和保健所(安田富士子氏)、所沢保健所(草薙徳子氏)
1951(昭26)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都医療社会事業家協会発足(4月) 中央社会福祉協議会「医療社会事業従事者養成講習会」に県から数名が受講(7～9月) ※以降毎年受講者あり 知事及び関係市長あて、厚生省公衆衛生局長通知「保健所における医療社会事業連絡協議会の開催について」保健所の医療社会事業の二大使命を示した(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 新結核予防法施行、医療費公費負担開始 医療ケースワーカーの地域確保、身分確立を目的としたが、受講者は社会福祉主事資格認定 郡、市に福祉事務所開設(10月) 医療社会事業振興をはかるための連絡協議会のため若干の国庫補助を行うことを述べ、関係機関として福祉各法関係、病院、教育等をあげている 保健所は①管内医療社会事業全般の企画と推進 ②公衆衛生事業の一つとして自らも医療社会事業を行う。この立場で①に参加する
1952(昭27)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生省公衆衛生局編「医療社会事業とその発達」刊行(2月) 県内の長期講習受講者等、従事者の連絡が発達となり、東京都協会の全国組織結成の気運を反映 指定保健所、肢体不自由児療育指導開始。運営相談事業を医療社会事業員が担当 	<ul style="list-style-type: none"> 副題「保健所における医療社会事業連絡協議会のために」。頒布価格20円 都協会の研究会に草薙氏が参加 対日平和条約、日米安全保障条約発効。軍政終了(4.28) 所内療育相談及び巡回相談(肢体不自由、視聴覚障害児)について専門医及び児童福祉機関の協力チームの運営と個別相談にあたる ※当時の相談対象／結核病床確保、医療費、生活費問題、売春婦更生相談、精神障害者医療、家庭生活相談、身障児療育援助
1953(昭28)	<ul style="list-style-type: none"> 日本医療社会事業家協会設立(11月) ※会長:浅賀ふさ、副会長:山渕みや、服部茂雄 	<ul style="list-style-type: none"> 県大宮赤十字病院MSW 永田孝治氏等が設立に参加。永田、草薙、安田、鯨井、山口氏について田口和子、岡田ミツ子、石橋たい氏が登録された

1954(昭29)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立小原療養所開所、医療社会事業部設置(1月) ・日本医療社会事業家協会関東支部結成 ※支部長:大島たね ・日本医療社会事業家協会第1回通常総会で、活動方針を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・石橋たい氏専任ワーカーとして着任 ・東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木より参加。自主研究会開催 ・当面の目標「医療体系の中に医療社会事業部門の確立」
1955(昭30)	<ul style="list-style-type: none"> ・県保健所の医療社会事業担当者を中心に協会設立の話合、県担当及び医療課長(窪川勝夫課長)への働きかけ ・日本医療社会事業家協会埼玉県支部結成準備事務局設置(10月) ・第1回県支部結成準備委員会(11.18) ※県関係職員と病院療養所ワーカーが20数人参加 ・第2回準備委員会(12.2) ※規約原案協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 済生会、日赤、国立病院療養所にMSW(兼任含む)の普及がすすむ ・杉村保健所係長、伊東千代氏事務局担当 ・各県状況を調査 ・設立を決議。準備委員から日本協会理事を選出 ※”支部”か”県協会”か”事業家協会”か”事業協会”か性格について白熱議論の末、当分の間「埼玉県医療社会事業協会」と称することに ・日本医療社会事業家協会への支部登録について石橋理事が調整にあたり難色はあったが了解される
1956(昭31)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回準備委員会(2.24) ※規約審議、全国照会事項報告、発足目標4月1日とする ・第4回準備委員会(3.13) ●「埼玉県医療社会事業協会」設立総会(3.23) 会長 島清一郎(大宮日赤院長) 副会長 丸木清美(毛呂病院長) 窪川勝夫(県医務課長) 会員 <ul style="list-style-type: none"> ①従事者 40人申込(年会費 500円) ②施設長及び関係者 25人申込(年会費 1,000円) ③趣旨賛同者 4社 事業 調査研究、普及啓発、連絡協調、会員教育、専門技術の向上、その他 県下4ブロックにわけ、専任ワーカーを置く。保健所を中心に研究会等を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各県の医療社会事業活動調査 回答23(54%)、不十分13県 ●県庁大義堂 出席54名 ・医療保障推進、患者家族福祉推進、事業者の資質の向上を目指して会員が協力することを目的とし、身分制度要求条項は削除された ・日本協会支部業務を行うとし、この項に”家”が入っていない ・記念講演「医療社会事業について」 大島多弥氏(立教大学) 中尾仁一氏(厚生技官)